

【令和6年度事業者処分等について】

消費生活課

1 特定商取引法

(1) 処分(業務停止命令等): なし

(2) 指導(特定商取引法・県消費生活条例)

販売類型	件数
・訪問販売	14件
・通信販売	9件
・特定継続的役務提供	2件
・その他	3件
計	28件

【主な事案の概要】

- 訪問販売では、屋根の修繕に係る事案が多数を占めている。
 - ・ 修繕が有料となることを明示しない勧誘
 - ・ 本来は不必要な修繕の勧誘
 - ・ 契約解除の妨害(契約時に解除不可を宣告、又は契約後解除に応じない) 等
- 通信販売では、商品の定期購入に係る事案が多数を占めている。
 - ・ 定期購入契約であることがわかりにくい
 - ・ 申込内容を容易に確認・訂正できるようになっていない
 - ・ 事業者へ解約の連絡が繋がらない 等

2 景品表示法

(1) 措置命令: なし

(2) 指導(文書及び口頭による注意)

文書注意	19件	優良有利誤認(17件)	優良誤認(2件)
口頭注意	4件	優良有利誤認(2件)	優良誤認(2件)
計	23件		

【主な事案の概要】

- 美容系商品や健康食品等で、効能効果の合理的根拠の不存在や、統計的な客観性がないランキング・満足度(優良誤認)、実質的に人数・期間が限定されていないクーポン配付やキャンペーン(有利誤認)など、法の規定に違反するおそれのある表示が多数見られた。
- ※ 優良誤認表示とは: 商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示。
商品・サービスの品質を、実際よりも優れているかのように偽って宣伝する行為。
- ※ 有利誤認表示とは: 商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示。
商品・サービスの取引条件を、実際よりも有利であるかのように偽って宣伝する行為。